

公契約条例施行規則の適用範囲について

公契約条例の適用範囲については施行規則で決めることとしている。
そこで契約案件の実績（総価・競争＋特命）をもとに検討したい。

①工事について

別添資料2－3適用範囲参考資料【工事】で確認ください。

・令和3・4・5年度との3カ年平均件数

2億円以上	7.7件	7.52%
1.5億円以上	9.7件	9.48%
1億円以上	13.7件	13.40%

・令和3・4・5年度との3カ年平均金額

2億円以上	5,473,682,133円	64.0%
1.5億円以上	5,824,617,333円	68.1%
1億円以上	6,315,774,300円	73.8%

- 1.5億円にすると件数で見ると10件程度であるが、金額で見ると68%を超えています。
他自治体の決め方では金額50%目安にしたとの事例がある。
⇒ 議会報告案件の区切りが1.5億円以上であることを勘案し1.5億円以上で始めたい。
(都内の区部は議会案件1.8億円以上)

②委託について

別紙資料2－4適用範囲参考資料【委託】で確認ください。

・令和3・4・5年度との3カ年平均件数

1億円以上	9.3件	2.2%
5千万円以上	19.3件	4.7%
3千万円以上	27.0件	6.5%
1千万円以上	105.7件	25.4%

・令和3・4・5年度との3カ年平均金額

1億円以上	4,280,145,214円	55.7%
5千万円以上	4,967,161,527円	64.7%
3千万円以上	5,263,261,730円	68.5%
1千万円以上	6,795,488,316円	88.5%

- 1千万円とすると件数は100件以上で約25%の案件がある。金額では88%を超える。
この資料は複数年契約の金額で計算しているが、金額は単年度で1千万円以上とする15%

程度減る。対象種目を絞ることや対象業務を指定するとさらに減る。

⇒ 単年度1千万円の金額で始めたい。

また、対象種目を子ども、教育、業務に占める労務費の割合が高いものとしたい。
放課後子ども教室くるブレ、用務業務、建物清掃、警備（機械警備除く）・受付、
廃棄物収集運搬（家庭ごみ）、街路樹せん定・草刈り等

③指定管理協定については、対象の施設案件を指定する方向で考えている。

④その他

遡及について

- ・ 他自治体への聞き取りでは、遡及適用はしていない。
- ・ 契約の平等の考えからお願いベースの通知を検討したい。

PFI 事業について

- ・ PFI 事業などへの対応は今後の契約を対象にできるよう規則に記載する。現在契約中のものは上記通知を配布する。